

「(仮称)八王子市文化芸術振興条例」(素案)についての
パブリックコメントの結果について

1 意見募集期間

平成28年12月10日(土)～平成29年1月16日(月)

2 意見提出の方法

郵送・FAX・Eメール・直接持参

3 意見提出者数及び件数

11名、26件

4 意見提出者の状況

市内在住 11名

5 意見の概要

項目	件数
条例制定の背景	1
前文	1
目的	4
市の責務	6
計画の策定	2
文化芸術に触れる(行う)環境の整備	2
文化芸術に関する情報の収集及び発信	1
文化芸術活動を担う人材の育成	2
文化芸術活動への子どもたちの参加の確保	1
文化芸術活動の支援等のための公共施設の活用	2
伝統文化の継承	2
文化芸術交流の推進	1
様々な分野との連携	1
計	26

6 意見の内容及び市の考え方

別紙のとおり

パブリックコメントでいただいたご意見の概要と市の考え方

No.	分類	いただいたご意見の内容	市の考え方
1	条例制定の背景	市のこれまでの文化芸術振興の取り組みについて、既存団体との関係なども合わせて、より具体的に解説してほしい。	条例は、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものと位置付けておりますので、具体的な取り組み例や文化芸術団体との関係については、平成27年度に策定した、市の文化芸術振興の方向性を示した「八王子市文化芸術ビジョン」※に掲載しております。ご意見にあるように、今後、さらに文化芸術振興の取り組みを推進するためには、「八王子市文化芸術ビジョン」の内容を皆さんと共有することは、重要であると考えますので、PRに努めてまいります。
2	前文	前文で、「先端技術産業の分野に関わる研究機関が立地し、全国有数の学園都市としても豊富な資源があります」の記述について、「学園都市づくり」を推進している八王子市では、「学園都市」が一番重要なキーワードとして挙がってくるものと思う。	前文では、本市の主な特色を列挙しているが、文化芸術の振興に関する条例であることから、本市の文化芸術とより密接に関連する特色のみ列挙することで、条例の目的をより明確にするため、ご意見を踏まえ、「先端技術産業の分野に関わる研究機関が立地し」を削除します。
3		重点的に扱う事項を条例に明記すべきである。	条例は、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものと位置付けております。文化芸術振興を取り巻く社会状況の変化に応じ、必要となる事業を的確に実施するため、条例に基づく計画を策定するとともに、予算編成の指針として、向こう3か年に実施する主要事業を示すアクションプランに基づき、具体的な事業は毎年度示すこととしております。ご意見は、計画策定及び事業実施の際の参考とさせていただきます。
4	目的	条例の条文は理想的だが、具体性がなく、期待できそうもない。	市では、めざすまちづくりを実現する具体的な施策を計画的・効果的・効率的に推進するため、予算編成の指針として、向こう3か年に実施する主要事業を示すアクションプランを策定しております。文化芸術振興を取り巻く社会状況の変化に応じた事業を的確に実施するため、具体的な事業はアクションプランに基づき、毎年度示すこととしておりますので、条例には、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものいたします。
5		条例を定めるのは大変結構だが、具体的な中身を「見える化」してほしい。	市では、めざすまちづくりを実現する具体的な施策を計画的・効果的・効率的に推進するため、予算編成の指針として、向こう3か年に実施する主要事業を示すアクションプランを策定しております。文化芸術振興を取り巻く社会状況の変化に応じた事業を的確に実施するため、具体的な事業はアクションプランに基づき、毎年度示すこととしておりますので、条例には、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものいたします。
6		この条例を100周年記念やオリンピック／パラリンピックのための打ち上げ花火に終わらせず、実効性のあるものにしてほしい。	市制100周年記念や東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、文化芸術振興のきっかけとなる大きな機会であり、一過性のものにならないよう、条例を制定することで、市の基本的な考え方を示すものです。

No.	分類	いただいたご意見の内容	市の考え方
7	市の責務	条例を制定し、文化芸術振興を推進していくのは良いことだが、文化芸術の分野は非常に幅広いので、分野・層別に問題等の現状を分析し、市民と連携しながら将来像を描いて推進していくべきである。	ご意見のように、文化芸術を振興していくうえで、現状分析し、市民の皆様と連携し、あるべき姿をめざすことは、必要なことと考えます。条例に基づく具体的な施策を展開する際の参考とさせていただきます。
8		文化芸術の推進にどの程度の予算を投入できるかを決めて取り組む必要がある。	予算については、ご意見のように、どの程度の予算を投入できるかを決めて取り組む計画性が必要であると考えます。現在、市では、めざすまちづくりを実現する具体的な施策を計画的・効果的・効率的に推進するため、予算編成の指針として、向こう3か年に実施する主要事業を示すアクションプランを策定しております。これに基づき、引き続き、総合的、計画的に施策を展開してまいります。
9		文化芸術を行う環境の整備に関して、予算の裏付けがほしい。	条例は、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものと位置付けており、予算の確保を約束するものではありません。市では、めざすまちづくりを実現する具体的な施策を計画的・効果的・効率的に推進するため、向こう3か年に実施する主要事業を示すアクションプランを策定しております。文化芸術振興に係る予算についても、市予算に占める割合を規定しておりませんが、条例の基本的な考え方に基づき、総合的・計画的に施策を展開してまいります。
10		市の予算の何パーセントを充当するという数値目標を出してほしい。	市では、めざすまちづくりを実現する具体的な施策を計画的・効果的・効率的に推進するため、予算編成の指針として、向こう3か年に実施する主要事業を示すアクションプランを策定しております。文化芸術振興を取り巻く社会状況の変化に応じた事業を的確に実施するため、具体的な事業はアクションプランに基づき、毎年度示すこととしておりますので、条例には、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものといいたします。
11		市民の意見を取り入れるシステムをどう作るかも書き入れてほしい。	条例素案に、市の責務として「広く市民と連携しなければなりません」としてありますように、文化芸術を振興するにあたっては、市民の皆様との連携は不可欠ですが、条例は、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものと位置付けてありますので、具体的な方法については、条例には規定しないものと考えております。ご意見は事業を実施していくうえでの参考とさせていただきます。
12		各地域の文化芸術が条例の制定により、締めつけられることがないようにしてほしい。	文化芸術を振興するにあたっては、条例素案にもあるように、「市民の自主的な文化芸術活動を促進し、これらの活動を支援する」ことを市の責務としておりますので、ご意見のようなことはありません。

No.	分類	いただいたご意見の内容	市の考え方
13	計画の策定	市の市民活動推進部に社会教育主事のような専門家を配置し、長期短期の計画に責任を持って取り組んでほしい。	平成28年3月に計画期間10年間の「八王子市文化芸術ビジョン」※を策定し、本市の文化芸術振興の方向性を定め、長期的な視点での施策を展開していくこととしておりますので、ご意見は事業を実施していくうえでの参考とさせていただきます。
14		文化芸術施策については、長期的な見通しが必要であり、今現在のマネジメントの視点で考えることは慎まなければいけないと思う。	平成28年3月に計画期間10年間の「八王子市文化芸術ビジョン」※を策定し、本市の文化芸術振興の方向性を定め、長期的な視点での施策を展開していくこととしております。
15	環境の整備	条例が箱モノを作る口実にならないようにしてほしい。	条例は、新たな施設建設などの具体的な事業実施を確約するものではなく、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものと位置付けております。
16		現「夢美術館」では、全く「美術館」の体を成しておらず、芸術作品の適切な環境とはいえない。市民が無料で作品発表できる美術館を複数つくってほしい。	条例は、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものと位置付けておりますので、ご意見は、事業を実施する際の参考とさせていただきます。
17	情報の収集及び発信	地域コミュニティも高齢化が進む中、高齢者の活用を促す方向を促進させ、市からの情報が迅速に市民に伝わるようにしてほしい。	ご意見のように、市からの情報が迅速に市民の皆様へ伝わることは必要であると考えますので、市政運営の参考とさせていただきます。
18	人材の育成	高齢化した指導者に代わる人材の紹介や市負担の報酬により、文化芸術関係グループの指導者に就任してもらうなどの具体的な案を条例に付記してほしい。	市では、めざすまちづくりを実現する具体的な施策を計画的・効果的・効率的に推進するため、予算編成の指針として、向こう3か年に実施する主要事業を示すアクションプランを策定しております。文化芸術振興を取り巻く社会状況の変化に応じた事業を的確に実施するため、具体的な事業はアクションプランに基づき、毎年度示すこととしております。文化芸術活動を担う人材の育成は必要と考えており、条例素案にも記載しておりますが、条例には、市の文化芸術振興の基本的な考え方のみを示しています。ご意見は、事業を実施する際の参考とさせていただきます。
19		11月3日の文化の日に、毎年祭典を開催し、活動を表彰してはどうか。	条例は、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものと位置付けておりますので、ご意見は、事業を実施する際の参考とさせていただきます。
20	子ども	八王子の児童・生徒に優れた演劇・音楽を提供し、無料で鑑賞できる機会を各校年1回は実施する。	条例は、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものと位置付けておりますので、ご意見は、事業を実施する際の参考とさせていただきます。

No.	分類	いただいたご意見の内容	市の考え方
21	公共施設の活用	長期計画の中で、次の次の世代まで残せる充実した施設をきちんと整備してほしい。	条例は、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものと位置付けておりますので、ご意見は、事業を実施する際の参考とさせていただきます。
22		「文化芸術振興条例」の主旨に賛成するが、具体的施策として、市営図書館の増（新築）と充実を図り、巡回図書カーを各学校区へ月1～2度回ってほしい。	条例は、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものと位置付けております。具体的な事業に関するご意見は、事業を実施する担当部署に伝えます。
23	伝統文化の継承	条例制定の趣旨・目的はよく理解できるが、伝統文化が市民にどれだけ浸透しているか疑問である。そこで、以下のような文化芸術を選定し、次のステップに進んでほしい。 (1) 各地区固有の地域住民で楽しんできているもの (2) 各地区の強み・特性を活かしたもので将来活性化につなげられるもの (3) 高齢化等で消えそうなもの	伝統文化の継承には、市民の皆様を理解を深めていただくことが必要であり、条例の素案にも伝統文化の継承を掲げています。条例は、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものと位置付けておりますので、ご意見は、事業を実施する際の参考とさせていただきます。
24		伝統文化継承活動にあたり、資金の確保に苦しんでいる。年4回上演することで、若い人が参加するようになったが、費用が不足している。	伝統文化の継承には、次世代の育成が必要であり、条例の素案にも文化芸術活動を担う人材の育成を掲げています。条例は、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものと位置付けておりますので、ご意見は、事業を実施する際の参考とさせていただきます。
25	文化芸術交流	春に「浅川さくら祭り」を実行してほしい。	八王子まつりやいちょう祭りは、いずれも市民の皆様が中心となって、自ら企画・運営し、市はそれを支援することで、多くの市民の皆様に親しまれる存在となりました。ご意見のような企画は、市民の皆様が自ら立ち上げ、運営してこそ意義のあるものであり、長く親しまれるものとなると考えております。
26	様々な分野との連携	地域に残る貴重な文化財や建物を保全し活用する方策を文化芸術振興と位置付けてほしい。	ご意見の地域に残る貴重な文化財や建物の保全・活用は、まさに文化芸術振興の分野であると考えます。条例は、市の文化芸術振興の基本的な考え方を示すものと位置付けておりますので、ご意見は市の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。

※「八王子市文化芸術ビジョン」：平成28から37年度までを計画期間とする、本市の文化芸術振興の方向性を示した計画。

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/005/004/p000014.html>